

住宅さがしと生活にお困りの方を
無料で支援します

まずはお電話下さい。

082-545-7705 070-8910-9268

居住支援センターに来ていただくか、社会福祉士が訪問します。広島市中区大手町5丁目16番18号 パルビル4階



面接して、アセスメントと支援計画を一緒につくります。



と一緒に、不動産会社に行き、希望する住居を探し、内覧し、契約と引越などを支援します。

生活が安定し、社会参加できるように支援します。



**孤立
しない**

**孤立
させない**



NPO法人反貧困ネットワーク広島居住支援センター
広島県知事指定 居住支援法人（国土交通省 住宅セーフティネット法第42条）
（住所）広島市中区大手町5丁目16番18号パルビル4階 （電話）082-545-7705

本会は社会的孤立・生活困窮者支援を2009年以来行っています

『反貧困ネットワーク広島 居住支援センター』（以下、居住支援センター）は、NPO法人反貧困ネットワーク広島の一部門です。本会は、ホームレス支援事業を2009年の会発足から約10年余り行っています。

本会は、発足当初からシェルターを管理・

運営し、ホームレス支援のために努力してきました。同時に、ホームレスの人たちの居場所の提供として『ほっとサロン』の運営にも力を入れてきました。また、県民に開かれた相談窓口として『まちかど相談会』を大々的に行ってきました。

支援する地域と対象

広島県内にお住まいの人。シェルター利用者、生活困窮者、高齢者、障害者など。

営業日、電話、E-mail

月～金曜日 10時～17時(国民の祝日、12月28日～1月3日を除く)

(E-mail)hanhinkon@apn-hiroshima.or.jp

(電話)082-545-7705(緊急電話)070-8910-9268

専従職員

社会福祉士や元広島市職員など

相談費用は無料です



支援内容

- ①**相談支援**：地域生活に定着できるまで、継続して相談支援をします。
- ②**家賃債務保証保険の活用**：孤立して連帯保証人を確保できない人にはこの保険を活用します。
- ③**住宅契約の支援**：不動産会社に行き、希望する住居を探し、内覧し、契約と引越を支援します。
- ④**住宅契約関係の必要な費用**：家賃、敷金、礼金、不動産事業者の紹介手数料、家財保険、家賃債務保証保険料等の初期費用が必要です。生活保護制度を活用の人は、生存権の行使として制度内の費用が給付され、また、什器備品費等も給付されます。生活保護以外の人は自己負担になります。
- ⑤**孤立孤独防止対策**：支援の必要な人には、電話、家庭訪問により、また寄贈された食料・生活用具、生活情報等を提供し、安否確認を行います。
- ⑥**他機関・団体への繋ぎと同行支援**：福祉サービス（福祉事務所、暮らしサポートセンター、高齢者地域包括支援センター、障害者基幹相談支援事業所等）、法テラスの法律相談、病院・自助グループへの繋ぎと同行支援をします。
- ⑦**就労支援**：福祉事業所、就労支援事業所、ハローワーク等への繋ぎ・同行支援します。